

1. 件名：日本原燃(株)MOX 燃料加工施設の使用前事業者検査の検査項目についての
面談

2. 日時：令和2年7月21日 16時05分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、早川上席原子力専門検査官、

中田上席原子力専門検査官、舘内主任原子力専門検査官、

森田主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、

岡田技術参与、小泉技術参与

核燃料施設審査部門 猪俣上席安全審査官

日本原燃（株）燃料製造事業部 副事業部長 他4名

5. 要旨

○ 日本原燃（株）から、MOX 燃料加工施設の使用前事業者検査における検査項目
について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）」の施行に伴う「核燃料物質の加工の事業に関する規則」が令和2年4月1日に改正された際、「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）が定められ、同規則に規定する技術上の基準への適合を使用前事業者検査で確認することとなったことから、使用前事業者検査の検査種別、検査項目等を整理した。
- ・加工の事業許可取得時の「核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6の2第4号」においては、加工施設中人が常時立ち入る場所等における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度について、技術上の基準が規定されていたため、核燃料物質を使用した検査（以下「ホット試験」という。）により性能の技術上の基準への適合を確認することとしていたが、技術基準規則ではこの規定がなくなり、使用前事業者検査においては、ホット試験を行わなくとも技術基準規則に規定する技術上の基準への適合を確認できると判断している。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・使用前事業者検査の実施の要否について、技術基準規則の規定に対する整理だけとしているが、設計及び工事の計画の認可内容においても整理すること。

- ・以前必要としていたホット試験が実施不要とする考え方が不明であり、上記の考えをもとに再整理すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：使用前事業者検査における検査項目の整理について（MOX 燃料加工施設）